

（目的）

第1条 この規程は、学校法人東北医科薬科大学組織規程（以下「組織規程」という。）第13条第5項のただし書き規定に基づき、東北医科薬科大学病院（以下「本院」という。）の病院長の選考について、必要な事項を定める。

2 この規程が規定する病院長の選考は、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2の規定に基づき実施されるものとする。

（病院長の資格・資質・能力）

第2条 病院長となることができる者は、本院の院是及び基本理念を深く理解し、基本方針の実現に向けた大学病院運営に識見を有する者とする。また、人格が高潔で学識に優れ、かつ次の各号に掲げる資格、資質及び能力を有する者とする。

- (1) 東北医科薬科大学（以下「本学」という。）医学部に所属し、医師免許を有する者。
- (2) 医療の安全性を確保するための資質及び能力を有し、医療安全管理業務の知識と経験、患者の安全を第一に考える姿勢や指導力を有すること。
- (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有し、病院での組織管理の経験、大学病院として教育、研究、高度な診療を司る資質及び能力を有すること。
- (4) 病院が掲げる基本理念、基本方針を深く理解し、その実現に向け、強いリーダーシップを有すること。

2 病院長となることができる者は、就任時において、学校法人東北医科薬科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第54条第1項が規定する定年までの残余の在職期間が、第4条に規定する病院長の任期を超える者とする。ただし、就業規則第54条第2項の規定が適用される者は、この限りではない。

3 病院長となることができる者は、前各項の規定を全て満たす者とする。

（病院長の身分）

第3条 病院長は、教授、診療科長を兼任することができる。

（病院長の任期）

第4条 病院長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、再任の場合の任期は2年を超えないものとする。

（選考会議の設置）

第5条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、病院長候補者を選考するため、東北医科薬科大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

- (1) 病院長の任期が満了するとき
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき
- (3) 病院長が欠けたとき

2 選考会議は、前項第1号に該当する場合には任期満了日の4月以上前に、第2号又は第3号に該当する場合にはその理由の生じた後速やかに設置するものとする。

（組織）

第6条 選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 統括病院長
- (4) 本院病院長
- (5) 東北医科薬科大学若林病院長
- (6) 医学部長
- (7) 薬学部長
- (8) 本院看護部長
- (9) 本院薬剤部長
- (10) 附属病院の管理・運営を担当業務とする理事

- (11) 外部有識者 若干名
 - (12) その他理事長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第11号の委員は、学校法人東北医科大学と利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 委員は理事長が任命又は委嘱する。
- 4 委員が、第10条第3項の規定により病院長候補者として推薦された場合は、当該選考に係る委員の職務執行から除斥される。

(審議事項)

第7条 選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 病院長選考基準の策定に関すること
 - (2) 病院長候補者の選考に関すること
- 2 前項第1号に規定する病院長選考基準の策定は、選考会議の発議により、学長が大学運営会議の意見を聴いて、理事会の議決を経て、行うものとする。

(会議)

第8条 選考会議には、委員長及び副委員長を置き、委員長は統括病院長をもって充てる。副委員長は委員長の指名により決定する。

なお、統括病院長が病院長候補者として推薦された場合は、委員長は理事長が指名するものをもって充てる。

- 2 選考会議の議長は、委員長をもって充て選考会議を主宰する。
- 3 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 議長は、選考会議の開催の場所及び日時並びに議決事項及び他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した委員のうちから互選された委員2人以上が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(候補者の選考)

第10条 第5条の規定により選考会議が設置されたときは、ただちに病院長候補者の選考を開始するものとする。

- 2 選考会議は、病院長候補者の選考に先立ち、第7条第1項第1号に規定する病院長選考基準を策定し、これを公表する。
- 3 選考会議は、選考開始の期日を定め、その期日までに前項に規定する病院長選考基準を満たす病院長候補者の推薦をするよう、公示しなければならない。
- 4 前項の推薦については、別に定める。

- 5 選考会議は、第3項の規定に基づき病院長候補者に推薦された者（以下「被推薦者」という。）に対し、速やかにその旨通知し、次の各号に掲げる事項を記載した立候補届出書、略歴書及び所信表明書の提出を求める。

- (1) 本院の将来構想
- (2) 本院の運営及び経営理念
- (3) 本院における診療及び教育研修体制の理念

- 6 選考会議は、前項に規定する書類等を提出した被推薦者のうちから、病院長候補者1人を選定する。

- 7 選考会議は、被推薦者ではない者を病院長候補者に選定することはできない。

- 8 第6項の選定にあたり、選考会議が必要と認めたときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(病院長の選任)

第11条 病院長は、組織規程第13条第5項ただし書き規定に基づき、統括病院長が推薦し、学長が大学運営会議の意見を聴き、理事会の議決を経て、理事長がこれを任命する。

(選考会議の廃止)

第12条 選考会議は、病院長候補者の選考の終了をもって廃止されるものとする。

(公表)

第13条 理事長は、病院長を任命するにあたり、病院長の選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく東北医科薬科大学のウェブサイトにおいて公表する。

(解任)

第14条 病院長が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 病院長たるに適さないと認められるとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反があるとき

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会が行う。

(事務)

第17条 選考会議に関する事務は企画部企画課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則(令和7年2月20日)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。